

第6回沖縄振興審議会 議事録

議事次第

日 時 平成15年9月24日(水) 12:30～14:20
場 所 万国津梁館サミットホール

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 特定振興駐留軍用地跡地の指定について
 - (2) 自由討議
- 3 閉 会

配布資料

- 資料1 沖縄振興審議会委員名簿
- 資料2 - 1 特定振興駐留軍用地跡地の指定について(諮問)
- 資料2 - 2 キャンプ桑江北側地区等の概要
- 資料2 - 3 特定跡地の指定
- 資料3 総合部会報告
- (参考資料)
- 平成16年度内閣府沖縄担当部局予算概要・要望
- 平成16年度沖縄振興の重点施策(案)

沖縄振興審議会委員名簿

- | | |
|----------------------|---------|
| 1 沖縄県知事 | 稲 嶺 恵 一 |
| 2 沖縄県議会議長 | 伊良皆 高 吉 |
| 3 沖縄県の市町村長を代表する者(2名) | |
| 那覇市長(市長会会長) | 翁 長 雄 志 |

嘉手納町長（町村会会長）	宮 城 篤 実
4 沖縄県の市町村議会の議長を代表する者（2名）	
那覇市議会議長（市議会議長会会長）	我那覇 生 隆
恩納村議会議長（町村議会議長会会長）	大 城 勝 泰
5 学識経験のある者（14名以内）	
沖縄県農業協同組合代表理事理事長	赤 嶺 勇
(財)地方公務員等ライフプラン協会理事長	池ノ内 祐 司
日本大学教授	嘉 数 啓
(株)日本航空システム代表取締役社長・C E D	
兼日本航空(株)代表取締役会長	兼 子 勲
東海大学総合医学研究所長・東海大学教授	黒 川 清
(財)計量計画研究所理事長	黒 川 洸
長浜バイオ大学教授	郷 通 子
お茶の水女子大学教授・学長補佐	篠 塚 英 子
早稲田大学総長	白 井 克 彦
(財)おきなわ女性財団常務理事	友 利 敏 子
沖縄県商工会議所連合会会長	仲井真 弘 多
ジャーナリスト	野 中 ともよ
(財)沖縄観光コンベンションビューロー	
沖縄コンベンションセンター館長	比 嘉 悦 子
琉球大学助教授	藤 田 陽 子

出席者

審議会委員

白井克彦会長、稲嶺恵一委員、伊良皆高吉委員、宮城篤実委員、我那覇生隆委員、大城勝泰委員、池ノ内祐司委員、嘉数啓委員、兼子勲委員、黒川洸委員、篠塚英子委員、友利敏子委員、仲井真弘多委員、野中ともよ委員、比嘉悦子委員、藤田陽子委員

内閣府

大坪内閣府審議官、勝野官房審議官、成田沖縄総合事務局長、安田参事官（企画・産業振興担当）

議 事

白井会長 沖縄振興審議会を開催させていただきます。

委員の皆様、大変お忙しい中をお繰り合わせご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、所用のためご欠席されている委員は翁長委員、赤嶺委員、黒川清委員、郷委員でございます。

本日は去る4月開催の審議会におきまして、新しいメンバー構成が変わったということがあるので、まずは現地を拝見させていただこうということで、沖縄で審議会を開催させていただくということになったわけですが、実は、前身の沖縄振興開発審議会を含めても、現地で開催するというのは初めてだというふうに伺っております。

昨日は、県外の委員を中心にしまして沖縄県の重要なところをいろいろ拝見させていただきました。その感想は後ほど皆様にそれぞれご発言いただきたいと思いますと考えておりますが、まずは稲嶺沖縄県知事お見えですので、まずは知事のほうからお話を。

稲嶺知事 それでは、ご挨拶申し上げます。

本日は、白井会長はじめ県外の委員におかれましては、わざわざご出席を賜りまして、本県において沖縄振興審議会が開催されますことを心から御礼を申し上げます。

これまで、本審議会並びに政府関係者各位のご尽力によって、着実に本県の振興が図られたことに対して厚く感謝申し上げます。

さて、本日は北谷町キャンプ桑江北側地区等について、特定振興駐留軍用地跡地の指定について審議をいただくことになっております。

特定跡地の指定は、駐留軍用地跡地の利用促進を図るため、沖縄振興特別措置法に初めて盛り込まれた措置の一つであります。同地区は沖縄振興特別措置法制定後、初の本格的な返還地区であり、現在、地元の北谷町を事業主体として土地区画整理事業を実施すべく取り組みを進めているところであります。

同地区が特定跡地として指定を受けますと、北谷町により総合整備計画が策定されるなど、計画的な開発整備にはずみがつくものと考えておりますのでよろしくご審議をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

白井会長 ありがとうございます。

それでは、議事に早速入りたいんですが、その前に委員の異動がございますのでご報告をさせていただきます。

8月14日付けで嶋津委員がご退任されました。その後任としまして9月19日付けで池

ノ内祐司委員が新たにご就任されておりますので、ご紹介申し上げたいと思います。

池ノ内委員 池ノ内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

白井会長 それから、前回、ご欠席の委員が本日まで出席です。篠塚委員。

篠塚委員 お茶の水女子大学の篠塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

白井会長 それから、藤田委員。

藤田委員 琉球大学の藤田陽子と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

白井会長 それから、内閣府の職員のほうにも異動がございましたので、これは大坪内閣府審議官のほうからご紹介お願いいたします。

大坪内閣府審議官 内閣府審議官をしております大坪でございます。

沖縄部局の幹部異動をご紹介申し上げます。

お手元に幹部名簿を配布されているようでございますので、ご覧いただきたいというふうに思いますが、下の 印書いてありますように前回の審議会に開催以降の異動について整理してございます。

上のほうで茂木国務大臣が細田大臣の後任として、ついこの間就任されました。細田大臣は官房副長官というポストで要職として、また政府全体万般にわたっていただくなりになりますが、前任ポストとしての沖縄問題については特に丁寧にみてご指導いただけるのではないかなというふうに期待しております。

それから、副大臣政務官につきましても、異動予定があるようでございますが、きょうの時点ではどうもなさそうでございます。明日というような情報が東京のほうでは流れているようでございます。

それから、事務方の交代でございますが、7月15日付けで政策統括官の安達が退官いたしました。5年近くにわたりまして沖縄問題をずっと担当しておったわけでございますけれども、7月15日で退官となりました。

後任の政策統括官には振興局長をしていただきました武田がなっております。武田のあとの振興局長には東が15日付けでなりましたが、東は沖縄開発庁の最後の総務課長をしていただきました。

武田、東とも実はこの審議会に出席予定でございましたけれども、組閣関係のいろいろ向こうでの業務がございまして、本日は欠席させていただいております。

それから、同じく7月15日付けで官房審議官の異動がございまして、渡辺審議官の後任に勝野審議官が就任いたしております。

それから、事務局幹部の異動といたしましては、東次長の交代で私市次長が赴任しております。

以上、幹部の異動をご紹介させていただきました。

白井会長 それでは、事務局のほうから本日の配布資料のご説明お願いいたします。

安田参事官 それでは、私のほうから配布資料をご確認いただきたいと思っています。お手元に配布しております資料、それぞれナンバーを打ってございまして、まず資料1は振興審議会委員名簿でございます。

資料2は、枝番が資料2 - 1、資料2 - 2、資料2 - 3とついてございますが、本日の議題でございます特定振興駐留軍用地跡地の指定に関する資料でございます。

資料3でございますけれども、この指定について総合部会が開かれておりますので、その総合部会報告でございます。

なお、その後ろに参考資料といたしまして、平成16年度の内閣府の沖縄担当部局の予算の概算要求・要望、それから平成16年度の沖縄振興の重点施策(案)、私どものほうでとりまとめたものでございますが、これをお配りいたしております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

白井会長 それでは、本日の議題であります特定振興駐留軍用地跡地の指定という議題の審議に入りたいと思います。

本件につきましては、去る8月29日に内閣総理大臣から当審議会に諮問がなされております。

特定振興駐留軍用地跡地の指定に係る調査審議につきましては、当審議会運営規則、これは第3条第2項の規定があります。

それから、4月に行われました審議会においてご了承をすでにいただいているわけですが、総合部会に付託してこれを審議するということが決まっております。後ほど嘉数部会長からその結果についてご報告をいただきたいというふうに思いますが、まずその内容、特定振興駐留軍用地跡地の指定ということについて事務局のほうからご説明いただきたいと思っております。

勝野官房審議官 内閣審議官の勝野でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元に資料を配布させていただいておりますので、これに基づきまして説明させていただきます。資料2 - 1でございます。

ただいま会長のほうからのご紹介ございましたように、内閣総理大臣から当審議会に対する意見を求める要請書がございます。

本件は、昨日見ていただきましたけれども、3月の末に返還されましたキャンプ桑江北側地区等の沖縄振興特別措置法に基づく特定振興駐留軍用地跡地としての指定に関する議論でございます。

まず、この制度、仕組みについてご説明したいと思います。

お手元の資料をめくっていただきまして、資料 2 - 3、7 ページでございます。

ここに特定跡地の指定という資料がございます。この制度は、昨年 4 月に施行されました沖縄振興特別措置法に基づきます新たな制度でございます。その概要が記載されてございますけれども、まず、返還された土地につきましては、内閣総理大臣が指定の行為を行うわけでございます。ここにございますように、三つの要件がございます。

第 1 点は、原状回復に相当の期間を要すること。

第 2 点は、計画的な開発整備が沖縄の振興に資すること。

第 3 点は、返還跡地の面積が 5 ha 以上であること。

こうなっております。

お手元の資料の 11 ページに沖縄振興特別措置法関係条文 101 条でございますけれども、用意してございますのでご参考にしていただければと思っております。

そして、この指定の効果でございますけれども、ここにございますように二つの効果があるということでありまして。

一つは、左側の地元の市町村が市町村総合整備計画を策定しなければならないということでございます。これは参照条文では 102 条ということでございます。

もう一つ、右側の特定跡地給付金が当該跡地の所有者等に支給されるという点でございます。これは法第 104 条に基づくものでございます。

この特定跡地給付金、今回の新たな制度でございますので若干説明させていただきたいと思っております。

資料 2 - 3、8 ページをめくっていただけますでしょうか。

まず、一番上に駐留軍用地返還特別措置法の給付金の説明がございます。この法律は平成 7 年 6 月 20 日に施行されたものでございますけれども、返還特措法と略称してございます。従来、この法律に基づきまして、現在でも返還された土地につきましては、返還後 3 年間は当該跡地の使用収益が開始されるまでの間、返還前の借料に相当する額が所有者等に給付金という形で支払われることになっております。これは、当該跡地の所有者等がその土地を活用するまでに、通常かなり時間がかかる、一定の期間が必要であると、こういったことを踏まえた措置でございます。

この場合、当該跡地の引き渡しは、国これは事務は防衛施設庁が行っておりますけれども、国が行う原状回復措置の終了後でございますので、実際に所有者が使用収益の準備にとりかかれるのは、その引き渡しの後になるということでありまして。この原状回復措置の間は、施設庁が管理しますが、この間におきましては、ここに黄色で書いてございますが、

特別管理費等補償金という、この補償金が支払われます。この補償金の額は給付の額と同様に算定されるということでございます。

注1のところに、特別管理等補償金ということで説明ございます。国の原状回復により土地が使用できないことによる損失を補償するんだということでございます。

次に、今回新たに設けられました沖縄振興特別措置法に基づきます特例給付金でございます。これは二つございます。二つここに図がございますけれども、大規模跡地給付金、それと特定跡地給付金と二つの種でございます。

ここに記されておりますように、当該跡地が返還後3年間を経過しましてもなかなか使用収益されてない場合に、支給されるものが給付金でございます。

大規模跡地給付金は大規模ということで、現時点では普天間のような大規模な跡地を想定したものでございます。

特定跡地給付金は特定跡地の指定を受けた跡地ということで、大規模でない跡地ということでございます。

このような特例が設けられました趣旨でありますけれども、跡地につきましては、これまでも返還後の原状回復にかなりの期間を要しているという現状がございます。引き渡しがかかり遅れてしまったという事例があるということ等を含めまして、新たに設けられた制度でございます。

こういった制度をすることによりまして、特定跡地の円滑な利用の促進を図る、あるいは原状回復に相当期間要することに伴う使用者の負担の軽減を図る、こういう趣旨から設けられました特例ということでございます。

特定跡地給付金の支給の限度となる期間につきましては、注3に書いてございますように、原状回復に要する期間を勘案して、別に政令で定めるということとされております。この政令につきましては、防衛施設庁が個別の跡地ごとに、実際にどれだけ原状回復に期間を要したのかということを勘案して、政令で定めるということになります。

なお、これらの給付金、所有者等の生活の安定に資するという性格を有しているために支給額については一定の限度がございます。その額は現行の返還特措法に基づく給付金と同じ考え方でございます。1,000万円を限度にということでございます。このところにもちょっと書いてございますね。特例給付金の二つ目のところでございます。「政令で定める支給の限度となる期間の年数に1,000万円乗じて得た額を限度とし、かつ、年間1,000万円を限度とする」とこういったような限度がございます。

また、特定跡地の指定と基地返還手続き関係につきましては、次の9ページにございますので、ご覧いただければと思います。

指定後、支給限度期間を定める政令の制定が必要となりますが、原状回復措置が終了した後に、それに要した期間を勘案して防衛施設庁が政令で定めるということでございます。

次に、本件の昨日ご視察いただきましたキャンプ桑江北側地区等が特定跡地の指定の要件に適合しているか否かという点での説明であります。

資料2 - 2の2ページに戻っていただけますでしょうか。

これはもう昨日ご覧になっていただいたわけでございますけれども、簡単にキャンプ桑江北側地区等の概要についてまとめてございます。繰り返しになりますが、この区域はキャンプ桑江北側地区 38.4ha、それと陸軍の駐油施設があった 1.1ha からなっております。いずれも平成 15 年 3 月 31 日に返還されたものであります。平成 14 年 3 月末には、昨日ご説明ございましたように、両地区を含む土地区画整理事業区域に関する都市計画決定がなされているところでございます。

次のページにございますのは、昨日見ていただいたこの地域の概略図でございます。斜線の部分が今回の対象区域ということでございます。

さらに 1 ページめくっていただけますでしょうか。4 ページであります。

指定要件について説明資料を用意してございます。指定要件、三つを大きく分けてございます。

まず、原状回復措置に相当の期間を要することという点でございます。この点につきましては、現在、この跡地につきまして防衛施設庁が建物、あるいはパイプラインの撤去等の原状回復措置を現在実施しているということございまして、できれば今月の末をめでにほぼ終了する。若干、昨日のご説明ではずれ込むことはあるということでございます。防衛施設庁から聞いているところでは、3 月末に返還されましたので原状回復に要する期間は、今の現状の工事期間を勘案すると 6 カ月以上かかるかなという見込みだというふうに聞いております。

原状回復の措置は施設の内容に応じて様々ございまして、一律の基準を設定することは困難でありますけれども、本件の場合には 6 カ月以上かかるということを踏まえているわけございまして、相当の期間を要すると判断することが適当ではないかというふうに考えてございます。これが第 1 点であります。

第 2 点は、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められることということでございます。これにつきましては、この地域、昨年 7 月に沖縄振興計画が定められたわけでございますけれども、その中でも昨日ご説明ございましたように、職住近接のまちづくりを進めるという位置づけがされているわけでございます。その沖縄振興計画の抜粋は次の 5 ページでございますけれども、まとめてございますので見ていただければと

思います。

キャンプ桑江を振興の基本的方向の(2)のところで明示して、その方向性が定められているという状況でございます。

また、4ページの のところに書いてございますように、本区域は北谷町が土地区画整理事業を予定しておりまして、すでに都市計画決定を受け、現在、事業認可に向けての作業中という状況であります。こういったことから本区域の計画的な開発整備、これは沖縄の振興に資すると認められるのではないかと考えている次第でございます。

最後に3点目でありますけれども、面積が5ha以上であること。返還面積は39.5haということで、十分満たしているということでございます。

三つの指定要件の適合性については以上のとおりでございます。特定跡地の指定をすることが適当ではないかと考えておりまして、今回、本審議会においてお諮りをしているところでございます。

なお、指定に関する法定の手続きといたしましては、関係行政機関の長への協議、及び沖縄県知事からの意見の聴取がありましたら、これらの手続きはすでに実施されておりまして、いずれも「異議なし」という結果を得ていることを併せてご報告いたします。

本件に関する説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

白井会長 ありがとうございます。

昨日、我々、現地を拝見させていただきまして、すでに町、あるいは県としていろんな形で進んでいるということなのですが、それでは引き続きまして総合部会のほうの検討結果につきまして、嘉数副会長からご報告いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

嘉数副会長 それでは、総合部会の調査審議結果についてご報告申し上げます。

お手元の資料3をご覧ください。

去る8月29日、沖縄振興特別措置法第101条第1項の規定に基づく特定振興駐留軍用地跡地の指定につきまして、内閣総理大臣から当審議会に対し諮問が行われました。

本件は、沖縄振興審議会運営規則第2条第2項の規定により、当総合部会に調査審議が付託され、調査審議を行いました結果、キャンプ桑江北側地区等にかかわる特定振興駐留軍用地跡地の指定につきましては、先ほど説明がありましたが、

原状回復措置に少なくとも6カ月以上要すると見込まれており、原状回復に相当の期間を要すること。

本件跡地の整備は、沖縄振興計画に盛り込まれているなど、その計画的な開発整備が沖縄振興に資すると認められること。

返還面積が 39.5ha であり、5 ha 以上であること。

以上の要件に合致していることから、諮問のとおりキャンプ桑江北側地区等を特定振興駐留軍用地跡地に指定することが適当であるという結論に達しました。

以上のとおりご報告申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

白井会長 ありがとうございます。

それでは、このキャンプ桑江北側地区等にかかわる特定振興駐留軍用地跡地の指定ということにつきまして、何かご質問、あるいはご意見等はございますでしょうか。

宮城委員 町村会の宮城です。

先ほどは、委員の皆様には嘉手納町を訪問していただきまして、日米安全保障条約の具体的に動いている姿をご覧いただいたと思います。

私は、説明したつもりですが、つい、ぼやきばかり多くなりまして、辛抱して耐えていただきありがとうございました。

ところで、今、同じような悩みをもっておりますこの北谷町のキャンプ桑江がいよいよ返還されることになりまして、前回の審議会でも申し上げたのですが、たくさんの問題が残っております。

とりわけ昨日、皆さんが現地を訪れて北谷町の辺土名町長からご説明を受けたと思えますけれども、問題がいくつかある中で深刻な問題は原状回復の問題が一つあります。

これは昨日お配りされたようではありますが、北谷町の説明資料の一番最後に写真が写っておりますけれども、この返還される跡地が、国道 58 号によって、原状のまま、いわゆる戦争前のまま返されてしまうと、時には溜め池になってしまう危険性があるわけですし、海からの逆流、あるいは北谷町の少し高台があるわけですが、そこから流れ込んでくる水等がそこに溜まってしまう危険性があるわけです。

その中で、特にこのパイプが細々と通っているわけですがけれども、これではとても排水できない。水の量が多すぎてそこは水溜りになることはもうはっきりしているということもありまして、私は原状回復というのはきのう嘉数先生にもちょっと申し上げたんですが、確かに昔に戻せば原状回復の形になると思うんですが、しかし、それでは生きた土地の原状回復にはならないと思うんですね。

今、あの地域がどういう状況にあるかということは、ご覧いただいたとおりでありますから、それをこれから実際に活用していくためには、1 m 前後すべての面においてかさ上げしていかなければならない。あるいは 1 m 以上高くやらなければ、依然として海側より低くなってくるといった可能性もあるわけですから。そのことを考えたときに原状回復の責任を国はどこまで果たすことができるのか、その面はどのような形で、意見は別としてちょ

っとお聞きしたいのは、そこを一つ、どのような形で回復を今目指しておられるのかお聞きしたいと思います。

勝野官房審議官 それでは、私のほうからご説明いたします。

昨日も、町長さんのほうからご説明があったように、大雨が降りますと溜め池のようになってしまうということで原状回復でお互いに知恵を出していきたいという議論でございますけれども、これは現在、総合事務局がどういう対応が可能かということを経元の町とも相談中でございます。今までの原状回復という事業の中できちっと見込めるのか、読み込めないのか、そういった整理も必要でございます。いろんな多分、結果的に排水がうまくいって、きちんと使えるような土地にしてほしいというご要望でございます。例えば下水とか、区画整理とかのこういったいろいろなメニューがございますので、そのメニューの中で関係者とよく調整しながら、土地利用がスムーズにいくようにと、何とか知恵を出していきたいということでございます。

大坪内閣府審議官 ちょっと補足しますと、原状回復そのものが防衛施設庁の所管事項になりますので、防衛施設庁ではこの原状回復の必要があるかどうかという判断がまず前提としてあるわけございまして、そのへんについてどういように地元の方のご説明がされているのか、それがまず前提になるわけございまして、今の話は原状回復という認定ができない場合に、じゃ今後どうしようかという部分についてのご相談を今していると。ちょっと中途、途中段階の話だという理解をしておいていただきたいと思いますが。

宮城委員 防衛施設庁の原状回復の姿もこれまで見てきておりますけれども、確かに米軍が軍事基地として利用した跡、そこに薬物が残っていないかどうか。あるいは、弾薬がまだ埋蔵されているかどうか。あるいは、そのほかの土壌汚染等がありはしないかどうか。そういうものを調査したうえで、それを回復するというのが基本的な姿だと今までの経過をみて、私は受けているわけですが、確かにそれは元の姿というか、なかった状態に戻すということは当然、最終的に必要なことであります。

しかし、その面でも恩納村の一部はまだそういうことがなされない、返されて大変迷惑な事態が起こったわけでありましたが、北谷町のあの地域は、米軍側が1号線として、幹線道路として、あそこを貫き通すためにたまたま水溜りができる、水があるということでこの1号線のみをかさ上げして、それで米軍側の使用に供するために、その地域が極めて迷惑を受ける結果となったわけです。そのうえ復帰した後、日本政府の、国道事務所のほうでもそのうえさらにそこをかさ上げして、実態としては、あのような窪地になってしまったということですから、おそらくこれは北谷町の皆さんとまだ意見交換してないんですけども、できればあの一帯は、すべて国道と同じようなところにならしていただくという

ことが、排水の問題もあるかも分かりませんが、国道と同一の水準までかさ上げしていただくということが私は安心して使えるまちづくりになるだろうと思うんです。

その意味で国としてそこまでかかわることができないかどうか、さらにお聞かせ願いたいと思います。

勝野官房審議官 原状回復としてどこまでできるか。事業として、対象としてどこまでできるかということがポイントでありますけれども、これは防衛施設庁が地元の市町村とよく議論しながら詰めていくということになると思いますけれども、現時点では駐留軍の使用によって段差が生じたということがなかなか確認できないというふうな状況でございます。原状回復措置の中では、なかなか事業の対象になるのが難しいというのが実情でございます。これは議論していくことになります。

そしてまた、跡地が有効な利用にというご趣旨もございますので、その観点からどのようなことが可能かということについては、知恵を出していきたいと、こういうことでございます。

宮城委員 ただいまのお話によりますと、まだそこまで確認されていないということですが、あの一帯、なぜ国道 58 号があれだけ盛り上がっているのか、だれがどう考えたって極めて不自然な状況にありますし、そこはできるだけ返還してあとは、あの地域を生かして活用できるような形で国のほうとしても可能な限りの配慮を一つお願いしたいと思います。

白井会長 分かりました。今のご意見は、昨日、北谷町の町長もぜひ何とかしないとこれは実際に返還されても困るんだという非常に強いご意見もありまして、国のほうも法律の中で原状回復というのはどう解釈できるかという問題があるかもしれませんが、必ずしも排水するのは全部フラットにしなければ排水できないというものでもないかもしれないし、そういういろいろな可能性を地元の方とまた相談していただいて、いずれにしても跡地を返還したら使えなければ意味がないということでしょう。それからこのあとの実際に使用できるに至るまでの地代の問題もあるわけですから、国としてはできるだけ早くきちっと使える状況にするということを急ぐ理由もあるわけです。当然、今、答えられたようなことで進めていただければと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

ほかに何か。ご意見、どうぞ。

黒川洸委員 私は総合部会にも入ったので、この案には賛成なんですけれども、この特別給付金を政令で定める期間というのは、例えば、今回の場合であると、いつ頃になるとこの給付金が終わる時代になるんですか。例えば、この場合だと返還後、原状回復というのはどこまでかというのが一つありますが、そのあと区画整理事業をやるということに

なりますよね。そうすると使える期間というのは、区画整理事業で、換地が終わって収益が回復、使えるようになったらば、そのときまでなのかとか、そこらへんがどんなふうに決まっているんでしょうかということなんです。

逆に言うと、さっきの原状回復も厳密に法的な解釈をしたときの、非常に現地から見ると後ろ向きな姿勢の場合と、もう一つ前向きな姿勢の場合とあると思うんですけども、実は土地区画整理をやるとすれば、本当に使える土地にしなければいけないための費用は実は区画整理の中でも持たなければいけない話になりますから、逆に地盤を上げる費用の何割かは土地区画整理のほうで出さなければいけないようなケースが出てくるのではないかとということも心配なものですから、政令で定める期間というのはどんな判定基準でこの政令はもってくるんでしょうかというのが質問です。

勝野官房審議官 先ほどの資料8ページのところでご説明を簡単にさせていただいたわけですが、8ページの資料の一番下の注の3でございます。そこで特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定めるということございまして、原状回復に要した期間を勘案してということございまして、今のところ6カ月以上かかると。

ただ、まだ工事は現に終わっていないわけございまして、今、原状回復工事期間中なものですから、これは果たしてどれだけの期間になるのかということが今の時点では定かに決まっておりません。概ね6カ月ぐらいか10カ月かということになりますけれども、期間が決まれば、これは防衛施設庁のほうで、その原状回復に要した期間を頭に浮かべながら、政令で定めるということございまして。

したがって、もらえるのは3年プラスその期間ということございまして、例えば、政令で定める期間が6カ月ということになれば、3年プラス6カ月ということになるかと思えます。

黒川洸委員 そうすると、原状回復に要する期間だけしか考えないというような整理の仕方ですか。

勝野官房審議官 はい、もともと3年間でございます。

黒川洸委員 それは分かっていますが、そうではなくて、特定振興跡地の指定の要件としての地盤の要件は、むしろ計画的な開発整備に資するということまでありますから、もっと前向きにとると、原状回復に要する期間ではなくて、本当に使えるところまでというふうな、もう少し幅が長くなったような解釈もとり得るのかなと思うわけですね。大規模のほうだと、そのように見えますが、この桑江の場合だとそうではないことになりまして、そこらへんがどんなふうになっているかお聞きしたかったんです。

勝野官房審議官 原状回復について、その期間の要件でありますけれども、これが大規模跡地と特定跡地では考え方がちょっと違います。

お手元の資料でいきますと 13 ページに特定跡地についての考え方がまとめてございます。これは実は法律でその支給の限度となる期間というのが、いろんなご議論ございまして決まっております。13 ページの下のほうでございますけれども、政令第 37 条 2 項でございます。支給の限度となる期間は、特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に定める政令で定める期間とするということでございます。これは特定跡地に対する考え方でございます。

それと、大規模跡地につきましては、12 ページでございます。

法第 36 条 5 項でございます「支給の限度となる期間は、大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して別に政令で定める期間とする」ということで、大規模のものは、かなり時間がかかるということで、そういった期間の定め方がありますけれども、特定跡地につきましては、法律、いろいろ議論の結果、原状回復を勘案してそれで決めなさいということになってございます。

嘉数委員 ちょっと一つだけ、後々また問題になっても困りますので、はっきりさせていたいただきたいのがあります。

原状回復のちゃんとした定義、何をもって原状回復というのか。先ほどの宮城委員の話では原状回復というのは、駐留軍が今の 58 号線、そのレベルまで段差を埋めることだというふうにおっしゃっていましたが、駐留軍が 58 号線をつくる前の段階が原状回復なのか、これをはっきりさせておかないとあとでまたもめるんじゃないかと思います。

ですから、例えば、原状回復しましたと、防衛施設庁が宣言して、北谷町がいやこれは原状回復ではありませんと言われると、どうしますか。定義をきちっとやはりしていたほうがいいと思います。

白井会長 これは今すぐ答えられる問題なんですかね。

勝野官房審議官 これは、先ほど私のほうからお答えした答え以上のものはございませんけれども、やはり施設庁において駐留軍の使用によって、段差が生じたんだということが確認できれば原状に戻すということでございますけれども、そこは町と相談しながら町の了解も得ながら、駐留軍の使用によって段差が生じたというふうに認められれば、これはやっぱり原状回復の対象になってきますけれども、今のところはなかなかそこまで割り切れないというのが実情だと思います。

白井会長 繰返しますが、原状回復の定義といいましょうか、定義はどうするかという問題が一つあるけれども、現実には段差が今のままではどうにもならない問題がある。

段差がついたままでも排水をちゃんとするか、いずれかの手段を講ずるということをもって一応、跡地が引き渡されるといいましょうか、これまでの始末が一応ついて北谷地区が後を考えることができるとするのが常識だと思います。

それから黒川洗委員の言われたことから考えると、現実に利用できる状況になるまでが補償される、利用着手できれば終わるという定義もあるだろう。そうじゃないと原状回復に要した時間に応じた時間が後ろにつくというのは何の根拠で後ろについてくるのかよく分からないという、ご指摘だと思うんです。これは元々それは政令で定めるといっても、まだこの件について具体的にわからないわけです。だから、どういう解釈になるのはもう少し説明しておいて下さい。

安田参事官 手続きについて申し上げますが、原状回復措置を今、防衛施設庁のほうでとっております、それがその過程においてはもちろん地元と話をしながら、その前にそもそも実施計画というのを定めて、それを示しながらやっていくという過程でございまして、これが終わりますと引き渡しというのが行われる。引き渡しが行われた後に都市計画の具体的な手続きに入っていく。いわば原状回復が終わって引き渡しというのが一つの期間であるわけございまして、先ほど来、ご説明申し上げているのは、ここの期間を勘案してこの特定跡地については政令で期間を定めるということになっているということでございます。

したがって、法律上は特定跡地については今の都市計画の土地区画整理、都市計画の様々な事業が終わって、現実に使えるまでの期間を全部勘案して、その政令で特定跡地給付金が支給できるという体系にはなっていないということでございます。

白井会長 これまでの説明ではそうですね。

宮城委員 原状回復の問題が非常に大事なことが議論されておりますので、一言お願いしたいんですが、嘉数委員がおっしゃるのは、やはり今、原状回復の意味を、基準というか、それをしっかり定めておかないと、後でいろいろな問題が発生してくるのではないかと。これは北谷町の問題だけではなくして、沖縄には様々な形で基地の使われ方がしております。

それだけに、あそこが一つの基準にはならないんですね。いろんな形が考えられるわけですから。これから返還が一気に進むとは思われませんが、しかしながらいくらか返還ということができてくると、様々な問題が提起されてくると思います。その面で、ときには原状回復を望まない関係者も出てくるかもしれません。しかしながら、法律の定めがあるからどうしても原状回復するんだという形になってくると、これは厄介なことが起こるわけですし、その原状回復の定義なり、あるいは意味づけなりをこれから行う場合に

は、沖縄、地元側の意見もしっかり聞いていただいて、特に利害関係者、現実の問題いろいろもっているはずですから、そういう関係者の意見も聞きながら、ある程度の水準というか、標準的なものをつくりあげて、むしろ運用において弾力性を持たせるような仕組みをつくっていただくことが望ましいのではないかと感じますので、その定義づけをする前に、ぜひ関係者の意見を聞く機会をつくっていただければ有難いと思っております。

安田参事官 先ほどもお話申し上げましたけれども、返還特措法施行令において、返還合意後速やかに、返還合意実施計画というのを定めるということになってございまして、国が行う原状回復措置に関する事項もその中で定めるという手続きになっていまして、キャンプ桑江北側についてもそういうものを策定して、地元にも説明しながらやってきているというふうに私どもは聞いておるところでございます。これはもちろん防衛施設庁のほうの所管ではあるんでございますけれども、そういうことで地元とも話しながら計画をつくってやってきているというふうに私どもは聞いているのでございますけれども。

白井会長 野中委員、どうぞ。

野中委員 少し大きな風呂敷を広げることになるかもしれませんが、何のために基地返還をしてもらうのか、というところ。これを見失ってはいけないと思うのです。法律の解釈論ではなくて、沖縄に住んでいる方、そして沖縄の基地がどうなっていくことが本当に望ましいのか、そのためにすべての法律も、それから、給付金の問題も、具体策が練られるべきだと思うのです。確認のためにマトリックスを広げれば、まずアメリカと日本。そのアメリカと日本の中で返還する、しないがある。次に日本の中で防衛施設庁と、内閣府。返還特措法に基づいて沖振法も絡めてですけれども。施設庁が払っていた賃借料をどうするか。返された後でも地権者の人にキャッシュフローがあるようにということで、施設庁を経由しないで3年間、そしてその3年間のあとどうなるのというお話が今、原状回復という単語の中身についての議論だったと思うんです。いずれにしても日本の中で基地返還をめぐるお役所的な役割分担のマトリックスはそうである。じゃ今度は沖縄に目を転じてみると、まず独立国としても、もちろん他国の軍隊が駐留しているというこの異常さ加減を早く直そうぜ、基地なんて嫌だよ、返してよ、というのが50数年前の当たり前の動きだった。けれども、今、時間というファクターを経て、経済という流れがこれだけ激変して、基地があってくれたほうがいいなと思う人もいないとは言えない。これが、沖縄内にあるマトリックスですね。

こういう動きの中で、この計画でいえば、土地をめぐるいろんな計画を立てましょうねという首長を中心とする市町村と、それから地権者という2つのマトリックスもまた出て

くる。この構図をきちんといつも俯瞰しながら議論を進めないと、何のために返ってくるのか。ただ返ってくることでよし、と言えるのか。土地をハードウエアとしてだけとらえれば、昔のように戻して、個別に返還されることでよし、と言えるのかもかもしれません。でも、これは、私個人の考えですが、基地が帰ってこないほうが良いと思う方は、多分何十年に渡るキャッシュフローがなくなるから、とか、雇用不安がおこるからということが、主な理由だと思っております。まず、そのお金がどこからきているかという、アメリカからもらっているわけじゃないですから、タックスペヤー、つまり全国の国民が払っているタックスペヤーのお金が、施設庁から経由しようが、内閣府を経由しようが入ってきているわけですから、やっぱりその視座というものを忘れてはいけないと思うのです。

私自身も財政審で国の予算の問題を何度も審議させていただいていますが、どこの省庁がどれだけゲットした、といっても大元のスポンサーは国民です。そして、この国民のお金はますます減っています。

ですから、結局、今、私たちが大きく目を見開いてしっかりと見きわめなければいけないのは、この北谷のケースというのが初めての具体策ですね。だから、きちんと、そのハードとしての土地が、地権者の方や労働者の方も含めて、返ってきてよかったな、と思えるような富や誇りを生み出す仕組みづくりをどうやったら担保できるのか、ということだと思っております。

そして、問われるのは、土地を返すまでのお金の手当て、よりも、ソフトの仕組みでしょうか。北谷をきのう拝見して思ったのは、本当に木々がそこによく残っていてくれたと。あれは、もし経済の波にあっていたら、あんな緑ない。そして、いろんなものが建っていて、県民は幸せだったかもしれないけれども、21世紀これから本当に勝負ができる地面づくりというプロジェクトがぼーんと手の中に渡されたという気がしたんですよ。後ろ側も、それからこちら側の病院があるということも後々返還されるのに、えっ、返還してあんなになってしまったと言われるようなスキームではダメで、ほら見なさいと、こんなに優れた知恵と愛情がある沖縄の民は、これだけのことをやって、それをバックアップしているのが日本国民なんだよという、そのスタートのケースにしなければならぬな、と思ったわけです。具体的策はいろんなミクロの問題点が出てくると思います。でも、私は沖縄の基地が返還されて、これだけのお金が投入された価値があるわねと言える未来づくりの青図面が今引けるというところにきたのですから、本島や日本国内はもとよりアジアの中で北谷にやっぱり行きたいねというウォーターフロントを形成する、その形の第一歩にしてほしいわけですよ。ご説明いただきました町長さんから、50億だった流通が300億になった。ジャスコ万歳、それからアメリカ村万歳。というご説明をうかがいましたが、そ

のカゲで、かつて万歳があったコザが疲弊しているとか。結局、同じパイを食い合うような沖縄の中での沖縄の人々のその構図を加速させるにすぎないことは、分かっているのにやる必要はないと思うんです。

ですから、やっぱり基地返還で一番忘れていけないのは、法律に書いてあるのは原状回復という単語かもしれないけれども、これ幸いなことにというか、もう少しよくばって、ちょっとファジーというか、さじ加減という表現を使う方もいるかもしれない。だけれども政令で定めるという期間的なこと、キャッシュフローについても書いてあるわけですから、やっぱり返してもらって、そのこの地区の人が、これは地権者のみならず、まわりの村や町もあわせてよかったね、といえるためのサポートはしていいじゃないかという、宮城委員は弾力的なというふうに言ってくださったけれども、やっぱりそれは当然だと思うんです。先ほど地図を見せていただいて、各地区がこれだけ返ってくることになったんだと改めてうれしく思いました。でも、北谷で国道からの1mの段差一つがこれだけの議題になるんですから、それぞれがそれぞれ抱える問題は返してもらった後それぞれに存在すると思います。だから“原状回復”の統一した語句解釈よりも、これだけ“まとまったハード”としての土地を21世紀に誇りあるものにする、そのソフトづくりのスキームづくりに知恵をしばらなければいけないと強く思いました。

白井会長 野中委員の意見と、黒川委員の意見は大体同じことを言っておられるというふうに解釈できると思うんですが。

私、ちょっと個人の意見はあまり会長として言うべきではないかもしれないけれども、一つは、今、野中委員の指摘のように、これまでの何十年間の中で、土地所有者の方たちは賃貸借でお金をもらっているという状況があって、そこから非常に二分化した大きい複雑な問題が起こってきてしまっているわけで、そうすると各地元、例えば北谷町なら北谷町が所有者との間に立って、どういうことをやるかという計画をローカルにされると解決が大変に難しいわけですよ。もちろんフラットにしたら一応土地は使えるようになると思うんだけど、じゃそれでどういうふうなことが現実に起こって沖縄全体あるいは、北谷町としていいのか。あるいは所有者の方はどういうメリットを得て、基地として使ってもらっていたときよりは、何かよかったというようなことになるのかどうかというのは、大変難しい問題です。しかし、とにかく全体としては、基地跡地は有効に何か使っていきたいという、そういう状況に立たされているわけです。

私、今、皆様のご意見、もっともだと思うんだけど、まず、国として使える状況にするということですから、基本的にどういう法解釈、あるいは手段によってやるかは別としても、有効に使える状況にはしようと、そのための工夫はしようという考え方だろうと思

うんです。そういうことが踏まえられていれば、私は一応これで跡地利用の指定はできるんじゃないかと思うけれども、そこをある程度明確にしておかないと、後で原状回復というのはそういうことではないとなるのは、ややこしいということになります。

また、この先の跡地利用の中味を考えれば、沖縄全体でのいろいろな物の流れとか、人の流れとか、そういうことを考えないと、確かにあそこだけが栄えたらあとは疲弊するというのでは困るわけだから、それこそが問題かもしれない。

野中委員 よろしいですか。質問の形なんです、市町村が計画を立てなさいというのがございましたね。その総合整備計画を立てて区画整理をする、そこまで原状回復の流れの中のプログラムですか。バジェットはその前までですか。

勝野官房審議官 同時並行的にやっていただく。したがって、北谷の場合は先行的にずいぶん前から跡地利用計画についての議論があって、それを区画整理事業ということで、今、町内でまとめあげてきたということございまして、いわばさっきの給付金の期間とはまた別途ですね。実態面で跡地利用としてどうあるべきかという議論の中で区画整理事業ができていくということでございます。

白井会長 ほかに何か、この件についてご意見ございますでしょうか。

篠塚委員 すみません、私はこの総合部会長が部会長としてのご意見がちゃんと出ておりまして、そして指定跡地に指定することが適当であるという意見に、私は賛成でございます。それと同時に、部会長が、「しかし」として、「適当である、だけれども議論を踏まえた後で、やっぱり原状回復ということではっきりしないところがあるので、これはきちんと議論しておかないとあとで問題ですね」と言ったことのほうがもっと大きいと思っております。この部会長の発言について、私は賛成です。けれども、但し書き事項のような形で、もう一度原状回復ということに関して、この法律がつくられたときの解釈がどうであったかということをもう1回別な機会、この審議会にご提出していただきたい。今回は賛成いたしますけれども、非常に問題であるという立場でございます。そして、きょうもあまり時間がない設定でございますので、少なくともこの部会長の報告審議に対しては我々が決議をしなくてはならないのではないかと思いますので、ご意見申し上げました。

安田参事官 すみません、今の関係ですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、ここで原状回復と言っているのは、今、防衛施設庁のほうで作業を進めていることを基本的にはイメージしているものでございまして、それが形式的に確定するかどうかということについて、これは確定することになっております。それはどういうことによってかと言いますと、先ほど言いましたように原状回復が終わったら、その土地を地権者のほうに引き渡すという手続きがあるのでございます。その引き渡しの時点までが原状回復に要した

期間ということで。中身については、先ほど言いましたように、防衛施設庁のほうで地元と話をしながら、どこまでが米軍の駐留したことによって生じたものであるか見極めながら原状回復がどこまでかというのを決めていくということなんですけれども、期間はこれは明確に決まるわけでございます。引き渡しされるところまで、ということでございます。引き渡しにいくまでに、それはもちろん話し合いをしながらやっていくということであるのでございますけれども、そういうことで期間は明確に定まるといことは申し上げておきたいと思えます。

我那覇委員 宮城委員からお話がありました、原状回復というものがどういうものなのかということについて、ちょっと皆さんにお願いしたいことがあります。

実は、私は那覇軍港、近々返されるだろう那覇軍港の那覇市住吉町の出身であります。御席は11市議長会の会長として、今、私は出席しております。

この問題は、皆さんがお考えになっている以上に、想像以上に複雑だと思うんです。どうしてかというと、部落というのは拝所があり、集会所があり、そして森があり、排水溝が周辺からいつも流れていっている。こういう状況で、この状態というのは各地域によって変わっているんです。我々那覇市の住吉町あたりは、これは今はっきりしなければいけない問題ですから、私は例をひいて言いますけれども、大きな山というぐらいの森がありました。そして、起伏も相当ありました。しかし、講和発効前に、あの地域は約15万坪ぐらい、50haぐらいあるんですが、平坦地になっております。そして、海との境界は、米軍が勝手に棧橋をつくるために線引きいたしまして、私が生まれた住吉町1丁目20番地は、もう実際には海の中に沈んでおります。これとの関係も全部出てくる問題だと思って、今お話を聞いているわけです。

そうですから一言で言えば、今後どのようにして安定した生活ができるかということではないのかなと思うんです。そういたしますと、この法律は何のためにつくったかなというふうなところから、まずお考えになっていただいて、この問題は国だけの価値観で決定することなく、地元の意見もよく聞いてから決定してもらわないと、行き過ぎたり、また不足したり、いろいろ問題が生ずる問題だと思っておりますので、本員といたしましては、よく地元とお話し合いされて情報も聞かれてください。というのは返ったからいいということだけではないのです。

先ほどの委員の方から、野中さんですか、話がありましたとおり、我々、垣花の軍用地主はみんな反対ですよ。どうしてか、返ってあとから入る収入源がはっきりしないからです。どなたが私の土地を何に使って、どのぐらいの使用料を払ってくれるのか、今ははっきりしていますね、軍用地料が1坪あたり1万5,000円。だがね、はっきりしていないま

まに返す、返すと言っているんですね。社会が返るべきだ、返るべきだという価値観を県知事を中心として構築されていますから、みんなもの言えないんです、言いたくても。いいですか、いや、本当なんですよ。そういう状況下に置かれた現時点での返還なんですよ。

そうですから、私は担当の政府の方々がお話をよく聞いてから、それからそのものについての法律的な決断をしていただきたい。要望いたしまして終わります。

池ノ内委員 やっぱ問題は跡地利用の話と、それからその前段階の話が一緒くたになっていますものですから、そこはきちんと整理をして、本審議会で、今、諮問にあたっての跡地指定ですから、跡地指定についてどうするかということをはっきりさせる。

それから、先ほど北谷町の町長から話がありましたけれども、段差の問題ですね。これを跡地、この制度でやるのか、それとも別の制度でやるのかということは、これは別の問題だと思うんですね。ですから、この際、フレームを跡地指定するかどうかということをはっきり。

それから、先ほど来、原状回復というのは、結局、法律用語で先ほど説明がありましたけれども、結局、駐留軍施設によって散り散りにされたと、散り散りされたものについては元に戻すんだと、これが原状回復ということですから、それ以外の原因によって発生をした現状について、それをどうするかというのは、また別の問題としてとりあげられるということで整理をされたいかがかと思います。

白井会長 そうですね。先ほど、安田参事官のご説明だと、次の開発計画に従ってそれに合った状態で引き渡しを受けたというときに、原状回復が終了するという話し合いがあるわけですよ。だから、最終状況、引き渡しされる条件というのが明確にあるわけですよ。そのところに段差、排水の問題というのはどういうふうに扱われているのか私は今日のところちょっとよく分からないけれども、それは話し合いに含まれてくる細かい問題になってしまうわけです。つまり、もうちょっと大きくとらえるとすれば、北谷地区で今後の跡地利用の計画というものをもって、その利用計画に最低限、個別な問題ではなくて、土地全体として利用計画に合致する条件というのがあると思うんですよ。それは、今まで軍がずっと使っていたということによって生じたとはいえないかもしれないけれども、結局は返還されて使えないものを返還されても困るわけだから、その跡地、原状というのは時間によって変わってきている、何が原状かというのは確かに定義しにくいとすれば、跡地利用が最低限できるような一番大もとのベースの条件が整っているというのを考えるのが適切だというふうに私は思います。

安田参事官 指定と政令の関係をちょっと一つご説明させていただきたいと思うんですがございますけれども。

本審議会で、まずきょうお諮り申し上げておりますのが、特定跡地に指定するという手続きでございます。特定跡地の指定するための要件というのが4ページでございます。三つの要件は先ほどご説明申し上げました。この要件に合致するかどうかは、まずご判断いただくということでございます。

政令の指定というのは、それより手続き的にあとになりまして、今、まだ原状回復中、問題の原状回復中でございまして、これについては先ほど言いましたように、防衛施設庁と町と住民に対しても説明もございしますが、話をしながらどこまでが原状回復なのか、防衛施設庁も考え方ももちろんあるわけでございますが、それによってやっている。終わったということになると、これは引き渡しが行われます。引き渡しが終わると、これは原状回復に要する期間というのが確定するわけでございます。それを勘案して、そのあとに政令で実際に特定跡地給付金が支給される期間というのを決めるということになるわけございまして、そういう流れでございまして、先ほど言いましたように、原状回復という言葉は、若干いろいろあるんじゃないかということなんですけれども、いずれにしても特定跡地給付金を支給する期間、政令で定める期間、そこに書いてある原状回復に要する期間というのはまぎれがないということでございます。事後的に定めるということです。それを引き渡しが終わった後に定めるということですから、事後的にその時点ではっきりしているということでございます。

それと、もう1点申し上げたいと思いますのは、沖縄振興特別措置法においては、特定跡地といいますか、返還跡地について、特定跡地給付金だけを定めているわけではございませんで、国と、県と、市町村が連携して、そういう返還跡地について、計画的な整備がなされるように努めなさいという努力規定、こういうのが置かれておりますし、国においても現実にこういう特定跡地、大規模跡地の計画的な整備に資するように、毎年、毎年予算を計上いたしまして、今年ですと2億2,000万という予算を計上いたしまして、各市町村に補助金という形で私どももいろいろ助言することをさせていただきながら、こういう計画的な整備に資するように事業を行っているということもやっておりますので、そういうこともちょっとご紹介させていただきたいと。計画的な利用についても事業を行っているということでございます。

兼子委員 この3要件のうち、最もプライマリーな要件というのは、当然、沖縄あるいは地域の振興に資するということだと思いますので、そういうことを十分に国のほうでももちろん踏まえていただいて運用していただくことを私は期待して、この総合部会長からの報告のとおり、きょうの委員会として、指定することに決めたらいかかというふうに思っております。

白井会長 ありがとうございます。

仲井真委員 すみません。ちょっと一言だけいいですか。

僕もここらへんあまりよく分からないんですが、嘉手納町長さん、今の内閣府からのご説明を伺っていると、要は、あれは防衛施設庁だという話になって、別の官庁ですという話になるでしょう。だから原状回復の議論をここでいくらやっても、町とあそこと適当にやってくださいと、こういう話にしか聞こえないわけで、仮にそういうことであるとすれば、この審議会で宮城さんがおっしゃっていることは、審議会としてはただ聞きおくというだけにしかできませんよというお答えなんですよ、今、おっしゃっていることは。

だけど、宮城町長がここで言うておられる意味は、こんなつれないこと言わないで審議会としても、内閣府としても、もう少し意味のあるように、ひとつ防衛施設庁とやってくださいよじゃなくて、何とかきちっとそれは受け止めて、所管が違うというとならぬかしれませんが、そういうことなんですよ、おそらく。だから、何回伺ってもすれ違っているんですよ。ここのところはどうかというのを審議会の会長さんにお預けして、意をくんで、内閣府としても法律に書かれている以上ちゃんとやりましょうと、こう言っただけであれば一発で済む。定義だ、中身だ、というのは現実の中身を見ないと分からない話ですから。どうも指定はするけどあっちにいったと、こんな印象なんですよ。

宮城委員 防衛施設庁の原状回復、実態はこういうことなんですよ。防衛施設庁が原状回復をするわけではないんです。原状回復をするにはこれだけの金がかかります。かかるはずですから、その金を支給しますということで、関係者に金を渡してしまうんですよ。それが一般的な個々の回復なんです。

ところが、ああいうふうに広大な全体の地域になってくると、これは私は防衛施設庁の今適用している原状回復の手法はかなりかけ離れた状況になってくる。そういうことがこれからもたくさんあるわけです。基地問題はそういうことが想定されるだけに、今、仲井真委員がおっしゃるように、内閣府と防衛施設庁とぜひ調整をして、国としてどうするかという姿勢を示していただかないと、手法が全然違っておりますのでお願いいたします。

大坪内閣府審議官 今の仲井真委員のご指摘ごもっともなんですが、ちょっとご説明させていただきますと、ここの審議会で今ご審議いただく部分のお話と、本体部分、跡地利用をどうするかという話と二つありまして、跡地利用をどうするかというのは、現実、政府部内でいろいろ議論してやっております。これは我々も含めて総合調整しながらやっております。

その中の一部分の事務につきまして、ここを進めるためには、この審議会でご諮問・ご答申いただかないと進まないという状況、全体の中の実は一部をここではご審議いただい

ていますので、ちょっと混乱が生じているわけではありますが、跡地利用も含めて返還も含めて基地問題をどうするかというのは、内閣府を中心に関係省庁のいろんな連絡会をもちながらそういうことをやっています。

今、いろいろご意見、ご要望があった点につきましては、当然のこととして我々戻って、また連絡会議を通しながら施設庁のほうにそういうお話は申し上げ、現地と、いろいろ意見交換をしながら原状回復してくれというような意見は伝えるのは当然でございます。そういう中的一部分だけ、ここで。

仲井真委員 もう少し抱えてもらえないかということです。

大坪内閣府審議官 それはですから、跡地対策協議会がありますし、現実、個々の連絡も施設庁とっておりますので、こういうご要望が強いというのは向こうも知っていると思いますが、さらに我々も強く申し入れはいたします。

その議論とここで今ご審議いただくのは、ちょっと全体と部分の状況があるというのはご理解いただきたいというふうに思うんですが。

仲井真委員 全体ですから、そんな狭めないで、ひとつ。現実に当事者に近い方のご意見だから。

大坪内閣府審議官 そこは、それで本体部分の話として当然進めます。

白井会長 だいぶ議論はつくして、大体問題点は明らかになったと思います。きょう審議にかけているのは、法適用して特定跡地にするのかどうかということですが、その要件を満たしていることについては特に問題があるわけではないという皆さんのご意見だと思えます。ただ、それを認めたら、そのあと一体どういうことが現実に補償されて、それから政令で定める期間というのは一体どれくらいになるのかよく分からない。そんなものを決めていいのかという皆様方のご意見だと思えますね。

ただ、今、いろいろな議論の中で分かったことは、安田さんのほうからの説明で、かなり明確になっていると思うんです。とにかくこの原状回復というのは、北谷町、地元、それから地権者、そういうものも含めて、かなりの合意がきちっとできて、こういう条件が整ったものが引き渡されることだということです。それが引き渡されたら原状回復であるということは明確だということですから、それは排水の問題もいろいろあるかもしれないけど、そういうことも全部含めて計画者が十分納得するものは引き渡されるんだと、それをもって原状回復として、そのあと、跡地を利用する実際の方々が、ある期間かかるから、それは政令で定めた期間という中でやっていただくんだという法律ですから、そういうことだとすれば、一応準備はできているというふうにみなせるとは思うんですよね。

ですから、原状回復の解釈というのは、利用者の方も十分納得する形で引き渡されると、

そういうことをもって原状回復とするんだということで我々は理解したということで、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、特定跡地指定ということにご賛同いただいたということにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、そういうことで当審議会としては異議がないというふうな答申を内閣総理大臣に提出したいと思いますのでよろしくお願いします。

(答申案配付)

今、申し上げた内容がこれですけれども、これちょっと読んでいただけますでしょうか。

安田参事官 読ませていただきます。

15 沖審第 6 号

平成 15 年 9 月 24 日

内閣総理大臣

小泉純一郎殿

沖縄振興審議会会長

白井 克彦

特定振興駐留軍用地跡地の指定について(答申)

平成 15 年 8 月 29 日付け府政沖第 253 号をもって当審議会に諮問のあった標記については、当審議会として異議はない。

以上でございます。

白井会長 それでは、こういう答申文ということにさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございました。

それでは、こういうことで答申したいと思います。

今日もいろいろご意見ありましたけれども、今度の跡地はかなり広いものでした。我々は現実に見せていただいて、きょうの北谷地区だけの問題に限らずに皆さんいろいろなご感想をもたれたことと思います。ちょっと時間がなくなってしまったんですが、特に沖縄地区以外からの方、ご意見いただけますでしょうか。

友利委員 いろいろな具体的な話が出ておりますけれども、一番基本的な問題はなぜ基地が発生したか、どれだけ沖縄が犠牲を払って、例えば嘉数高台での説明を伺いましたけれども、確かに基地が展望出来る高地という現実だけで、この嘉数高台そのものが戦争

中多くの戦死者を出した悲劇の場所であったこと。沖縄の人がどれだけ痛みをもってこの土地を接収され、今日まで来たかという、その痛みの部分をぜひ委員の皆さん方にはご理解いただいて、そこから出発していただきたいなというふうに思います。以上です。

白井会長 順番を決めてありませんけど、それでは、野中委員。

野中委員 拝見させていただいた施設、IT、それから健康バイオ、先ほどの県庁でもちょっとお話をしたんですけれども、やっぱり本日の特定の指定についてもそうなんですけれども、まだ、八コモノ整備にどれだけ予算をとったかの域。今、友利委員がおっしゃったことは本当に大切なことだと思うのですが、でも同時に、「今まで沖縄の人、本当ごめんね、ありがとうね、だからこれだけお金をあげてるんですからね」という、こういう本土とのコミュニケーション、20世紀型のこのやりとりというのを早く卒業して、本当に自立した沖縄経済県型になってほしいな、と思っています。経済県というと企業をどれだけもってくるか、何とかという、地面にファクトリーをつくるか、入れ物づくりという感じがしてしまうんですけれども、そうではなくて、例えば、蛇足ながら土地の利用についても、地権者の立場からすれば今のほうがキャッシュフローはあるからOKだけど、この後どうなるのということに対して、国がどれだけ、政令で何年間は補償しますから騒がないでくださいというやりとりを卒業して、このロジックじゃなくて例えば土地をめぐるというのはリートとか、証券化をして、いろんな形での使い勝手の中でお金をほかのところからもってくる、国庫とか予算ではなくて本当にキャピタリズムのステージに乗っけて沖縄でなければできない強いやり方が山もりあると思うのです。沖縄が「悪いけど、ヤマトは目じゃないよ、沖縄だけがごめんね、アジアのリーダーシップとっちゃうよ」というような形の考え方のチャンネルを変えるだけで凄いことになる。ものすごく沖縄というのは可能性にあふれた島だと思うので、そんなことについても、いろいろと現状を見せていただいて、とてもこんな馬鹿なことが通用するわけじゃないというようなことで、結構地球のどこか側では成功している事例などというのもありますので、私なりに、変わったものの一環としての審議委員として期待をしていただければいいと思います。以上です。

白井会長 篠塚先生、いかがでしょうか。

篠塚委員 初めてこの審議会に参加させていただきまして、すごく勉強させていただきまして感謝しております。

一つ、思いますことは、やはりこれからの日本経済は非常に厳しい状況だと思います。あと10年ぐらいまで財政状況は厳しいので、これから沖縄に対する関心も高まりますが、やはり財政的に厳しい中ですから、自立をしていかななくてはならないとはっきりしているんだと思います。

そういう意味では、沖縄の抱えているマイナスの遺産は大変に大きいので、それを国及び地域、ほかの地方自治体も支えるという方向はこれからも確かであると思います。それを前提にしてなんですけれども、こちらにある内閣府から出ている総合事務局ですか、この事務局の人員が1,000人近くで支えているというふうに聞きました。とても大きな規模でやはりこれから期待されていると思います。それでなんですけれども、沖縄自身の産業構造の構成を考えますと、第1次産業のウェイトはものすごく小さい、第2次産業も次に少ない。これからITや何かで頑張っていこうというのは分かりますが、基本的にはもう8割をいっているのが第3次産業だと思います。そういたしますと、必ずしもその比例に即して1,000人近くの人員が張り付けとは申しませんが、もっと第3次産業及び製造業も含めてなんですけれども、そちらのほうに人員を異動していかななくてはやっていけないと思います。この総合事務局は各省庁からの出向者でもってなされていると思いますけれども、それらを考えますともう少しこの人員の構成を変えて、観光なら観光に視点を置いた形でこれからかなり集中的に仕事をしていくという方向が必要だと思って、それを痛感いたしました。以上です。

白井会長 黒川委員。

黒川洸委員 一言だけ。

今まで沖縄が抱えてきた問題は、多分あとの46都道府県の人たちはもっと考えなければいけない問題だとは思いますが、今度の新しい沖縄の計画はどちらかというと沖縄の自立を求めるということをうたっていますので、むしろ沖縄の中の市町村が互いに協働して、お互いにいいところをとりながら、お互いに邪魔にならないようにするような関係をもっとつくっていくのも一つのやり方かなというふうに思いました。

白井会長 ありがとうございます。兼子委員お願いします。

兼子委員 あらためてこの沖縄の特別な歴史、それから皆さん方の悩みとかいうものを強く感じて、これは本当に日本全体で、政府も我々国民一人一人も共有していかなければいけないなというふうに思いました。

それから、第1回にも申し上げましたけれども、やはり篠塚委員もちょっと言われましたけれども、沖縄のこれからの前向きな振興というものを強く図っていくといううえにおいては、やはり私はツーリズムということを非常に大事なものとして取り上げていくべきだというふうに思っておりますし、幸いというか、沖縄は歴史にしても、自然にしても、芸術にしても、それから一番大事なリソースである人にしても、そういう豊かなものを持っているわけですから、これをもっと振興させるように、我々もバックアップしながら努力していきたいと思っております。以上です。

池ノ内委員 若干、懸念をもっておりますことをいくつか申し上げます。

私は最後に沖縄にまいりましたのは20年前でして、福岡からまいりましたけれども、一変しているのびっくりしました。あまりにも大規模施設がたくさんありますので、これからはむしろ大規模施設をどう運営していくのかということが最も大きな課題になってくるんじゃないかと思います。

従来は、直営、その次は第3セクター、今はむしろ民間にそれを任せると、こういうような流れになっていますので、やはりこれからの施設をどう運営していくか、これはやはり計画の中で考えていかなければならないということが一つです。

それから、もう一つ、先ほど黒川委員からもお話ありましたけれども、いろいろご説明を聞きますと、町長なり市長さんがご説明すると、どうしても自分の町、市ということですけれども、例えば跡地利用のパターン一つをとりましても、沖縄県というのは、市町村が非常に狭い、しかも隣接して、いくなれば村が突如、市になるような県でありますから、むしろ市町村の垣根がないぐらいでいろいろ計画なりを考えていかないと、大局を見失って将来禍根を残すのではないかと。特に跡地利用のパターンですね。これは十分に考えていく必要があるんじゃないかということでもあります。

それからもう一つは、やはり計画はできたばかりでありますけれども、これからは計画のフォローアップをしていかなければいけないということだと思います。

国では政策評価ということで、この振興政策評価をこれは大坪さんのほうでやるし、また、総務省のほうでもやるわけですが、やはり毎年、毎年、どんな進捗状況になっているか、それからどんな問題があるかと必ずチェックしていく必要があるんじゃないかということでもあります。

もう一つは、最後に特区というものがたくさんできておりますけれども、最近、国のほうで構造改革特区というやつでやっていますけれど、沖縄はその先端をいった特区がたくさんあるわけです。むしろその先端特区のさらに特区になるようなことを、これは市町村なり地元企業の皆さんにいろいろ考えていただかないとならないんじゃないかと思いますけれども、そういうことをどんどん出して、担当は茂木大臣じゃなく、今度は変わったのかもしれないけれども、ぜひ沖縄の特区のうえのさらに特区というものを考えて、元気にやっていただければというふうに思います。

嘉数委員 2点ばかりちょっと発言させていただきます。

一つは、昨日いろいろ見てまわりましたが、池ノ内委員がおっしゃったように、箱物をずいぶんつくっていますよね。健康バイオ、それからテレワーク、あるいは来年オープンします組踊り劇場。この箱物時代というのは、おそらく終わったというよりは、これから

どういう形で利用していくかということなんですよ。その一番大きな問題なのが組織と人の問題ですよね。僕は、正直言って先ほど篠塚委員からも話がありましたが、組織を抜本的に見直してほしいと思うんです。総合事務局の話が出ました、沖縄県庁の組織、研究機関の組織が成果が出るようにしていただきたいと。これが一つ。

もう一つは、今朝、稲嶺知事さんにも申し上げたんですが、沖縄はものすごく情報発信できるようなシード、種を持っているわけです。ほかの県よりはるかにいい種を持っている。しかし、外部への情報発信がものすごく弱いと思っているんです。外にいとよく分かるんです。例えば、健康食品、健康関連、長寿についての発信をどんどん出されていますが、全く足りないと思っております。

ですから、情報発信も組織と関係しますから、組織と情報発信の充実、これぜひ、もちろん我々も努力しますが、工夫していただきたいというふうに思っております。

白井会長 藤田委員は地元かもしれないけれども、外から…。

藤田委員 私も地元なのか、外の人間なのか中途半端なので。

先日、ご一緒させていただきましたのでその感想も含めて一言申し上げたいと思います。

今、嘉数委員からも話ありましたように、確かに施設的にはもうインフラも含めて沖縄はかなりのレベルまで到達していると思うんですね。ただ、これをいかに利用していくか、長期的に生かしていくかというビジョンに欠けていると思うんです。

私も、環境経済学という分野を専門としている立場でありますし、女性で一応若手であるというふうに見なされますので、その関係でいろんな委員会や審議会に呼んでいただけるんですけども、そこで感じるのは充実感ではなくジレンマなんですよ。

というのは、どこにいても何のためにこの議論をしているのかというビジョンが見えてこないというのがあるんですね。沖縄県は今からどこに行こうとしているのか、何をしようとしているのかというのがさっぱり分からない。ただ、個別の審議事項を議論しているという状況に自分が置かれているということを感じずにはられないんですね。

私は環境経済学という分野が専門ですので、やはりこの環境をいかにして守ってそして生かしていくかということをきちんと考えていただきたい。開発をしてはいけないとは思いませんし、必要な開発もあると思いますけれども、じゃ長期的に、これから子どもや孫の世代にどのような沖縄を残していくかというのを考えたときに、今、私たちの世代が何をやるべきかということをきちんと示したうえで、個別のことを考えていかなければいけないと思うんですね。どうもそれが、どこの場においても欠けているという気がいたします。

それにはいろんなことが必要ではあると思いますし、私どもの琉球大学でも人材育成と

いうことを言われると耳が痛いなと思ってはいるんですけども。ぜひ、そういう視点を見失わないようにして、いろんなことを考えていただきたい。

この場というのは、やはりこれだけ沖縄県からそれぞれのお立場の方が参加されている審議会ですので、ただ政府からおろされてきたことを議論するのではなくて、沖縄から何かを発信していく、沖縄から何かを提案していくという場にもしていけないといけないと思うんですね。ぜひ、そのようなことを考えて、この審議会を続けていっていただきたいと。私もそのようなことを肝に銘じて参加させていただきたいと思っております。以上です。

白井会長 ありがとうございました。

私も、大体皆さんおっしゃられたことと似たような印象をもちました。基地がこうやって跡地がだんだん利用できるようになっていくのは必然の方向でしょう。それをどういふふうに生かしながら沖縄は自立していくのかというのは大変大きい課題だけれども、一体、沖縄というのは日本の全体の中でどういうふうに位置を占めて存在感があるのか。そして沖縄の実際にそこで生活している方が本当の意味で充実した感じで自立するのか、それに向うには原状はちょっと方向がアンバランスだと直感的に感じる。それは皆さん同じような感想をもたれたのじゃないかというふうに思います。やはり、沖縄の個性というのは本当にこれからつくらなければいけない、それを模索されているところだなというふうに思って、大変なことだと思いますけれども、私たちも何かご協力できるところがありましたら頑張らなければなりません。

それから、一つだけ、きょう最初に、平和祈念館のところへ連れて行っていただいて、私も大変感激し、ちょっとじんとくるものがありました。

ただ、日本国全体でいったら、私はこの土地というのは本当にシンボルであり、あとの代に残していかなければいけないところだということからいえば、あの平和祈念館のスケールなんか私はちょっと惨めなくらいだと思いますよね。勿論、あそこの方は非常に情熱をもってやっておられて感激しましたけれども、もうちょっとお金も人もかけてもいっこうに差し支えないというか、そういう日本全体にとっては大きい意義をもっていて、沖縄のまた一つの大きい意味づけでもあると思いますよね。各国のああいう施設なんかに比べても明らかに見劣りして、僕はちょっと寂しい。だから、ちょっと気になりました。

時間も大分過ぎているようですから。あと、地元の方、特に何か、この際ということで。

稲嶺委員 最後に、実は先ほどから議論をお聞きして、従来、この沖縄振興審議会というのは、ほとんど振興開発に関する話だけでして、たまたま本日は跡地利用ということで問題が出て、それが北谷の1カ所の話なんですけど、それだけでもどれだけ難しいかとい

うことが皆さんにお分かりいただいたのは私は大変よかったと思っております。

というのは、沖縄の基地問題というのは、数限りない、私の仕事の7、8割は基地問題に関連していて、しかも県民の大多数というのは、これは圧倒的に基地の撤去というのを心から望んでいるわけですし、これはもうはっきりいろんなデータ、世論調査によっては明確に出ているわけです。

その中で私が何となく支えて頑張っていかなければならないというのは、非常に難しい舵取りをしているわけですし、そのへんの難しさを十分に皆さんにご理解を願ったなというふうに、本日の一つのお話で私はそう思っております。

そして、沖縄の向かうべき方向というのは、従来非常に難しいものがあります。それはなぜかというと、日本全体の政治の場を見てもそうですけれども、いわゆる保革対立の構造というのは、ベルリンの壁の崩壊後、急激に変わりました、非常に是々非々みたいな勢力が随分増えてきたということになります。しかし、沖縄は基地があるがゆえに、その中間が欠如しているという非常に厳しい状況というのがあるわけです。となるとウエイトとしては、そちらに向かう分が非常に多くなる。その中でいったい今後どうしていくか、いろいろ皆様からご指摘ございましたように、従来は基地問題というのは大変重要であったように、例えば産業政策一つとっても非常にそれに組み込み方が弱かったわけです。

私、去年、政府にお願いしたいのはこういうことを言ったんです。魚より釣り具をくださいと。つまり6兆円になんなんとするいろいろ予算をいただきましたけれども、沖縄の産業というのは非常に厳しい状況にあるし、しかも失業率も高いと。ですから、釣具をいただきたいということで、釣具というのは沖縄振興、新たな法律の振興法というのをいただいたんですけれども、いろんな形でプラスになっております。すでに私になってから71企業の企業誘致に成功して、4,500名の雇用の新たな雇用を生んだんです。

その中からいろいろなところがチャレンジをいたしまして、特に外国からも人が来る、本土からも来るということで、私は沖縄のために働く人はみんなウチナンチュだと言っていて、いろいろな種類のウチナンチュというのは、いろんな同系よりかは異質な人がいっぱいいるほど全体的に伸びるわけですから、ぜひその方向で伸ばしていきたいし、昔と違って土地は上がらないから自分で設備投資をしない人がいない。今、大変政府のお世話になりまして特別自由貿易地域というのはわざわざレンタル工場までつくっていただいて、そこにはいわゆる規模はみんな中小企業ですけれども、技術的には最先端をもっているところがどんどん入ってきます。ある意味ではそういうところを見ていただいた方は、沖縄に明るさがあるという、新たな明るさというのは今度、どんどん、どんどん、これは今は直線ですけど、やがて私は大変な伸び率で伸びていくというふうに思っております。

観光だけが今、特化して、どんどん進んでいる形になっていますが、ほかの産業もそれに負けない形にいくと思っております。

その意味では、この沖縄における要地、要衝の地という意味です。これをぜひ生かす方向で進めていきたいと。地形的にも非常にいいと。逆にあまりいいから軍事基地として非常にいいというので、ある意味の苦しさがございますけれども。そんな方向で進んでいきたいと思っております。

しかし、基地問題というのは本当に、非常に複雑でして、それはやっぱり58年のひずみとか歪みというのは直しようが...、糸でいえば絡んで、絡んで、絡み合っただけで解きほぐしようがないほど絡んでおりますけれども、しかしそれでも必ず一步一步やっぱりほぐしていかなければならないと。一步も進まないということでは、やっぱり多くの県民が納得しないという状況にあります。

その意味で、きょう十分そのへんがお分かりいただいたということに大変うれしく思っておりますし、今後とも、あまりにも糸が絡み合っているのでも、私自身もしょっちゅう頭がこんがらがっておりますので、皆様のご指導をこれからもお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

白井会長 ありがとうございます。

それでは、時間です。

大坪内閣府審議官 最後にちょっと、挨拶がてら一言申し上げさせていただきます。

本日、特定跡地の指定という、今までにない沖縄行政の中で新たな視点でのご審議をいただいたわけでございます。第1回ということもありまして、いろんな視点、論点はまだまだに煮詰まっていないというような思いもしたわけでございまして、このような本日の議論を踏まえながら、今後の跡地指定の問題、我々も施設庁とともに考えていきたいというふうに思いますし、それ以外にもいろいろのご審議を聞きまして思いましたのは、昨日のレセプションでもちょっと言いましたけれども、今までの沖縄振興開発審議会とは違うちょっと審議会にイメージしたいなというふうに思ったわけでございますけれども、お話を聞かせていただいております限り、いろいろご意見を出していただいております。大変有難く思いますし、特に知事も今言われましたように、基地の問題、前の沖縄振興開発審議会では本土の格差是正という観点でのご審議が多かったものですから、直接なかなか基地問題というのは議論ができなかったし、なかなかやらなかったというところが今回やっていただいたように、もろに基地問題もご審議、ご意見いただけるというような視点が出ましたし、また、新たに情報の発信をしながら沖縄の振興をしようという新たな視点があるんじゃないかというご示唆もいただきました。

この点は実は本日あまりご議論のチャンスがなかったんですが、大学院大学の狙っておりますのも実はそれでございます。世界レベルのそういうセンターをつくって、学者あるいは企業があそこに行ってみたいというような大学院大学をつくりたいというのが趣旨でございます。

そういうような情報発信をしながら、いろんな要素を吸収して行って、沖縄の振興を図るという、これからの大きい流れはそっちになるだろうというふうに思っておりますので、その方向での我々もいろいろな努力をしていきたいというふうに思っている次第でございます。

この審議会の場でもそういう観点でのご審議をいろいろ、おそらくしていただくことになろうかというふうに思います。今回は、ちょっと遠路まで来ていただきまして申しわけございませんでしたが、現場を見ていただきたいという意味での効果はあったのではないかなというふうに思います。また、次回にご連絡申し上げますが、ご審議いろいろお願いしたいというふうに思ひまして、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

白井会長 それでは、ちょっと予定の時間を超えましたけれども、大変有効な議論をしていただけたかと思ひます。

それでは、これで第6回の審議会を終了させていただきます。お忙しい中、ありがとうございました。